

調布市教育委員会

食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針

調布市教育委員会

平成25年11月

目 次

I 食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針	1
1 調布市立学校の給食に関する基本的な考え方及び対応方針	1
2 これまでの経過	1
3 報告書を受けた調布市教育委員会の取組方針	3
4 重点的な取組	3

本取組方針の位置付け

調布市及び調布市教育委員会は、平成24年12月に調布市立学校で発生した食物アレルギーに起因する児童死亡事故を受け、「調布市立学校児童死亡事故検証委員会」における事故の検証及び「調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会」において検討を重ねてきました。そして、平成25年7月に「調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書」がまとめられ、食物アレルギー事故の再発防止に向けた対策の方向性、留意点、課題等が示されました。

この検討結果報告書の提出を受けて、調布市教育委員会では、食物アレルギーのある児童・生徒が、他の子どもたちと同じように給食を楽しめることを目指し、報告書の提言を基軸とした学校給食の食物アレルギーに関する基本的な考え方及び対応方針を示した「食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」を策定することとしました。

本取組方針に基づき、具体的かつ重点的な9つの取組を定め、学校給食における食物アレルギー事故の再発防止に努めて参ります。

I 食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針

1 調布市立学校の給食に関する基本的な考え方及び対応方針

調布市教育委員会は、食物アレルギーのある児童・生徒が、他の子どもたちと同じように給食を楽しめることを目指し、食物アレルギー対応の給食を提供するとともに、アレルギー発症の未然防止に留意し、学校給食における食物アレルギー事故の再発防止に努めることとします。

【学校給食に関する基本的な考え方】

- 1 調布市教育委員会は、給食施設、食物アレルギーのある児童・生徒の状況等に基づき、医師の指示に従い、対応可能な範囲で食物アレルギーの児童・生徒への給食を提供します。
- 2 調布市教育委員会は、食物アレルギーのある児童・生徒へ、正しい診断に基づいた必要最小限の食物除去を行いながら、適切な栄養素の確保、生活の質を維持するよう配慮します。
- 3 調布市教育委員会は、食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて、互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食時間を楽しみ、食を通して成長していくことを目指します。
- 4 調布市教育委員会は、食物アレルギーについて正しい知識を身に付けるよう、学校の教職員等へ研修等を行うことはもとより、市民への啓発に努めます。

【基本的な対応方針】

各小学校の給食施設、食物アレルギーのある児童の状況等に基づき、医師の指示に従い、学校として対応可能な範囲で、食物アレルギーのある児童へ給食を提供する。

なお、中学校の給食は、親子方式（近隣小学校で給食をつくり中学校に提供する方式）であるため、食物アレルギーのある生徒は、各自で除去対応を行うものとする。

2 これまでの経過

平成24年12月に調布市立学校で発生した食物アレルギーに起因する児童死亡事故を受け、調布市教育委員会では、弁護士、医師、保護者の代表などを構成メンバーに加えた、「調布市立学校児童死亡事故検証委員会」を立ち上げ、事故発生の経緯や原因の特定などについて検証を行いました。

平成25年3月に、検証委員会から提出された「調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書」を踏まえ、調布市教育委員会と調布市では、このような事故を二度と起こさないために、調布市立学校、子ども関連施設、福祉施設等における食物アレルギー事故の防止策を策定することを目的とし、「調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会」を設置し、検討を重ねてきました。

平成25年7月にまとめられた「調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書」(以下「報告書」という。)では、食物アレルギーのある児童が増加する中、個別対応を継続していたために適切な対応が難しくなっていたこと、また、現場や担当者、学校任せで「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成20年3月財団法人日本学校保健会発行 文部科学省監修)(以下「ガイドライン」という。)に沿った、調布市全体としての体制作りが不十分であったことなど、学校給食における食物アレルギー事故の再発防止に向けた対策の方向性、留意点、課題等が示されました。

調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書(検討項目)

I 事故防止について

- 1 献立及び除去に関する基本的な考え方
 - A 献立
 - B 完全除去
- 2 給食のプロセス
 - C 原材料確認
 - D 食物アレルギー対応献立表の統一使用
 - E 食物アレルギー対応カードの統一使用
 - F トレイ・食器の色分け
 - G 給食室での配膳
 - H おかわりルール
- 3 給食室の改善
 - I 給食室の改善
- 4 教育委員会の取組体制及び管理指導表
 - J 教育委員会及び教職員の組織的な取組について
 - K 管理指導表について
 - L 対象者の把握について

II 緊急対応について

- 1 緊急時個別対応カードについて
- 2 エピペン®注射の捉え方
- 3 役割分担モデルについて
- 4 慈恵第三病院提案のパッケージについて
- 5 エピペン®投与後の救急搬送について
- 6 施設間の連携について

III 給食指導について

- 1 食に関する指導の全体計画に食物アレルギーを盛り込む
- 2 普及啓発の提言
- 3 孤立化の防止

IV 研修体制について

- 1 全員共通に取り組む「基礎研修」
- 2 各職層に応じた研修の到達目標と研修内容
- 3 研修受講履歴の作成

V 今後の進行管理について

- 1 教育委員会への報告
- 2 (仮称)調布市食物アレルギー対策連絡会の設置
- 3 継続的な事故検証
- 4 国への要請

3 報告書を受けた調布市教育委員会の取組方針

- (1) 「調布市立学校の給食に関する基本的な考え方及び対応方針」に基づき、その実現に向けて、教育委員会が一体となって取り組みます。
- (2) 子どもの命を守ることを最優先に、報告書の提言を受け止め、事故再発防止に全力で取り組みます。

上記の取組方針を踏まえ、調布市教育委員会は、以下の9つの項目について、重点的に取り組みます。

なお、報告書において指摘された事項に十分留意するとともに、研修や指導を行う際には、シミュレーション訓練を取り入れることや、マニュアルの作成についてわかりやすく可視化を図るなど、実践的かつ具体的に取組を推進して参ります。

4 重点的な取組

重点取組1 的確な現状把握

- 学校における取組状況及び校内体制、給食施設等の現状を的確に把握し、検証を行う。
- 食物アレルギー等のある児童・生徒のアレルギー症状や日常生活状況等を正しく把握し、正しい判断に基づいた対応を行う。
- 教職員の意見・要望等を積極的に把握し、取組に反映させる。

重点取組2 除去食等の提供に関するマニュアルの策定

- ガイドラインを補足する、除去食等の提供手順などについての具体的なマニュアルを策定し、指導・徹底を図る。

重点取組3 食物アレルギー対応に関する対策の予算確保

- 危機管理的観点から、緊急対応が必要な取組について迅速に対応するとともに、施設の改善等、中長期的な対応を要する取組については、調布市基本計画等に的確に反映し、必要な人員・予算の確保を図る。

重点取組4 校内体制の確立・運営

- 各校の食物アレルギー対応委員会が、家庭、学校医、教育委員会事務局等と連携しながら、校内における、連絡・報告・確認・指導・情報共有などを的確に行う体制を構築し、効果的な運営に努める。

重点取組5 医療機関等との連携

- 調布市医師会、学校医及びかかりつけ医等の医療機関などと連携を図ることにより、学校生活管理指導表の記入及び学校における管理指導表の解釈等に関する助言や、児童・生徒のアレルギー症状に合わせた相談・指導などのサポート体制を構築する。

重点取組6 緊急対応体制の確立

- 緊急時に備え、教職員の役割分担の明確化を図り、校内研修・シミュレーション訓練等を定期的に実施することで、実践的な技能の向上に取り組む。
- 東京慈恵会医科大学附属第三病院との連携による、アナフィラキシー対応ホットラインの積極的な活用を図る。

重点取組7 給食指導の充実

- 食物アレルギーのある子どもも、そうでない子どもも、共に生きる力をつけることを目的として、食物アレルギーについて正しい知識を深める給食指導を行う。
- 保護者に対しても、理解や協力が得られるよう、普及・啓発・情報共有に努める。

重点取組8 効果的な研修体制の構築

- 教育委員会事務局職員や教職員の危機管理意識の向上を図るため、それぞれの職種・職層に応じた効果的な研修体制を構築する。

重点取組9 事務事業等の進行管理

- 専門的な知識を有する者や食物アレルギーのある児童・生徒の保護者等が参加する第三者機関による評価や、市長部局との情報の共有・連携強化のしくみを構築する。
- 国や都の対策との整合性を図るなかで、食物アレルギーに関する取組が有効に機能しているか継続的に点検・改善等を実施する。

登録番号
(刊行物番号)

2013-163

調布市教育委員会
食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針

発行日 平成 25 年 11 月
発行 調布市教育委員会
編集 調布市教育委員会教育部学務課
〒182-0026 調布市小島町 2-36-1
TEL 042-481-7475
印刷 庁内印刷